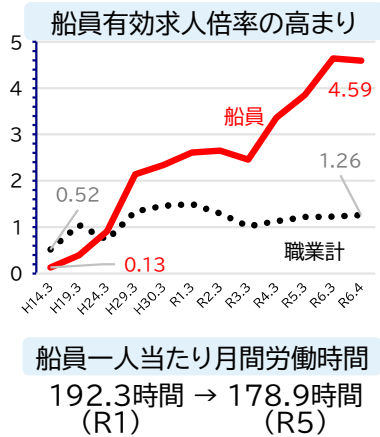


●船員法等の一部を改正する法律(令和7年法律第32号)

【公布:R7.5.14/施行:公布から1年以内で政令で定める日、SOLAS条約附属書の改正が日本について効力を生ずる日、STCW-F条約が日本について効力を生ずる日又はSTCW-F条約が日本について効力を生ずる日前の政令で定める日】

背景・必要性

- 国内においては、**船員不足が深刻化**(有効求人倍率4倍以上。近年、船員の労働時間が減少)、**船員に求められる能力も多様化**(外航海運での船舶管理等のマネジメント能力等)
➡ 量・質両面での船員確保を図るため**船員の職業安定制度の拡充が必要**。
船員が**快適・安全に働ける労働環境の整備を図る措置**を講じることが必要。
- 国外においては、令和6年5月にIMO(国際海事機関)において、STCW-F条約(※1)及びSOLAS条約(※2)の改正が採択。
➡ 航行の安全確保のために**条約の改正に伴う国内担保措置**を講じることが必要。
- 現行の船員関係手続は、船員手帳を用いた窓口出頭が前提。
➡ **手続のデジタル化への移行**を可能とするための規定の見直しが必要。



(※1)STCW-F条約
:「1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」。漁船員に求められる教育訓練や資格証明の要件等を規定。

(※2)SOLAS条約
:「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」。船舶の構造、救命設備や航海道具などの技術基準等を規定。

法律の概要

1. 船員不足の深刻化への対応

【船員法・船員職業安定法】

- 地方公共団体による**無料の船員職業紹介事業**を創設。【船員職業安定法】
- **船員募集情報提供事業**を位置づけ。【船員職業安定法】
- 船員の募集主や船員の募集情報を取扱う者(※)に対し、**虚偽表示や誤解を生じさせる表示の禁止等、募集情報の確かな表示を確保するための措置**を義務付け。【船員職業安定法】
(※)地方運輸局、地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業を行う者
- 船舶所有者に対し、**快適な海上労働環境(※)の形成のための措置**を講ずる努力義務を課し、当該措置について**国が指針を策定**。【船員法】
(※)船内の職場環境、船員室の居住環境・通信環境
- 船舶所有者に対し、非常時における安全衛生確保のための**訓練の実施義務**に係る規定を整備。(STCW-F条約の担保と合わせて措置)【船員法】

▼求人情報の表示

○○海運株式会社
勤務地:△△県○○市
月給:○万円~○万円/賞与あり・昇給あり
待遇:正社員
資格:***

虚偽の待遇等の記載等を禁止

▼基本訓練の一例(救命胴衣の着用)

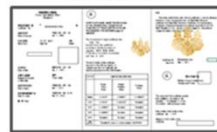


2. 国際的な規制強化への対応

【船員法・船舶職員及び小型船舶操縦者法】

- 船舶所有者に対し、一定規模以上の漁船(特定漁船)に船長又は航海士として乗り組むための**要件(乗船履歴(業務経験)の保有・漁ろう操船講習の修了)**を満たした者を乗り組ませることを義務付け。【船舶職員法】
- 我が国に入港する外国漁船がSTCW-F条約に適合しているかどうかの**検査を実施するための規定**を整備。【船員法・船舶職員法】
- 船長に対し、輸送中のコンテナを海中転落させた場合の付近を航行する船舶等への**通報制度**を創設。【船員法】

海技免状



漁ろう操船講習修了証



3. 船員関係手続のデジタル化への対応

【船員法】

- 船員手帳への船長による記載・国土交通大臣による証印について、それぞれ**電子書面・電子証書の交付**で代替することを可能とする。【船員法】

アナログな行政手続

窓口への出頭



情報の個別管理

デジタル化の実現可能

窓口への出頭不要



(※)上記のほか、船員の雇用の促進に関する特別措置法の平成16年改正の際に手当てする必要があった同法第11条について規定の修正を行うもの。

【目標・効果】

- 安定的な船員の確保・育成 (KPI)内航船員への新規就業者数の増加 761名(2023年) → 900名(2030年)
- 漁船における航行の安全性向上 (KPI)漁船における死傷災害の発生率の対前年度比の減少率(5年間平均) 5.4%(2019年度-2023年度) → 6.0%(2023年度-2027年度)